

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第15号

### 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「3万7,392円」を「3万4,027円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「5万2,349円」を「4万8,610円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「5万6,088円」を「5万1,601円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号中「第39条第1項第6号」を「第38条第1項第6号」に改め、同項第7号中「第39条第1項第7号」を「第38条第1項第7号」に改め、同項第8号中「第39条第1項第8号」を「第38条第1項第8号」に改め、同項第9号中「第39条第1項第9号」を「第38条第1項第9号」に改め、同項第10号から第12号までを次のように改める。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 12万7,133円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 13万872円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 13万4,612円

第4条第1項に次の1号を加える。

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 14万2,090円

第4条第2項から第5項までを次のように改める。

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第143条の2の規定にかかわらず、150万円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく省令第143条の3の規定にかかわらず、180万円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、250万円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、300万円とする。

第4条第8項中「第6項」を「第8項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,436円」を「2万1,314円」に、「52,349円」を「5万1,228円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,436円」を「2万1,314円」に、「33,653円」を「3万3,653円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,436円」を「2万1,314円」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、400万円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「ならびに第9号ロならびに第4条第1項第10号イならびに第11号イ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロならびに第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号までならびに第4条第1項第10号および第11号」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第12条第1項第5号中「令第39条第1項第2号」を「第4条第1項第2

号」に、「該当する」を「掲げる」に改める。

第13条ただし書中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附則第10項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後の秋田市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。